



令和6年9月30日  
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会  
消費者庁  
独立行政法人国民生活センター

## 電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和6年9月版)

電気・ガスの料金メニューは自由に選ぶことができますが、契約トラブルなどにあわないよう、気をつけるべきポイントをお知らせします。

### <今回のポイント>

- ✓ 料金メニューを選ぶ際は、契約内容をよく確認！
- ✓ 勧誘があった場合には、勧誘にきている事業者名をよく確認！

### 契約内容、契約先などの確認について

電気・ガスの勧誘を通じて、契約内容、契約先の変更を検討されることもあるかと思われます。最近、以下のような営業に関する相談が寄せられていますので御注意ください。

#### ・大手電力会社と誤認させるような営業

「〇〇電力の方から來た者です。」など、大手電力会社の名前を挙げる勧誘のことです。「・・・の方から來た」とはいったいどういう意味なのでしょうか。目の前にいる人がどの会社の所属であるか確認し、名刺等を控えるようにしましょう。あわせて、代理店等として勧説があった場合は、どの会社の代理店等であるかもしっかりと確認しましょう。

#### ・建物全体の契約が切り替わる、といった誤認を与える営業

「アパート全体で契約が切り替わる。」といった説明で、建物全体で契約を切り替える必要があるような誤認を与えるなどの勧説のことです。本当に建物全体で契約を切り替える必要があるのか、建物の管理会社や大家さんに事前にしっかりと確認しましょう。

#### ・スマートメーターへの切替えに関連した営業

「電気メーターのスマートメーター化が完了し、電気料金がお安くなります。」といった、スマートメーターへの交換と併せた勧説のことです。本当に電気料金が安くなるのか、なぜ安くなるのかを事前にしっかりと確認しましょう。

## 本件に関するQ & A

Q 1 : 契約中の料金メニューの内容は、どのように確認できますか。

A 1 : 契約先によって異なりますが、事業者のHPやマイページなどから確認できる場合が多いです。不明な点は、契約先に問い合わせましょう。

Q 2 : 契約先がわからない場合はどうすればいいですか。

A 2 : 契約中の電力会社やガス会社の確認方法としては、例えば、以下のような方法が挙げられますので、ご確認ください。

① クレジットカードや銀行の明細を確認する。

② 他のサービス（通信費など）とセットで、電気・ガスが契約されている場合もあるため、他のサービスの契約書などを確認する。

## 消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関するQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記もご参照ください。

<https://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

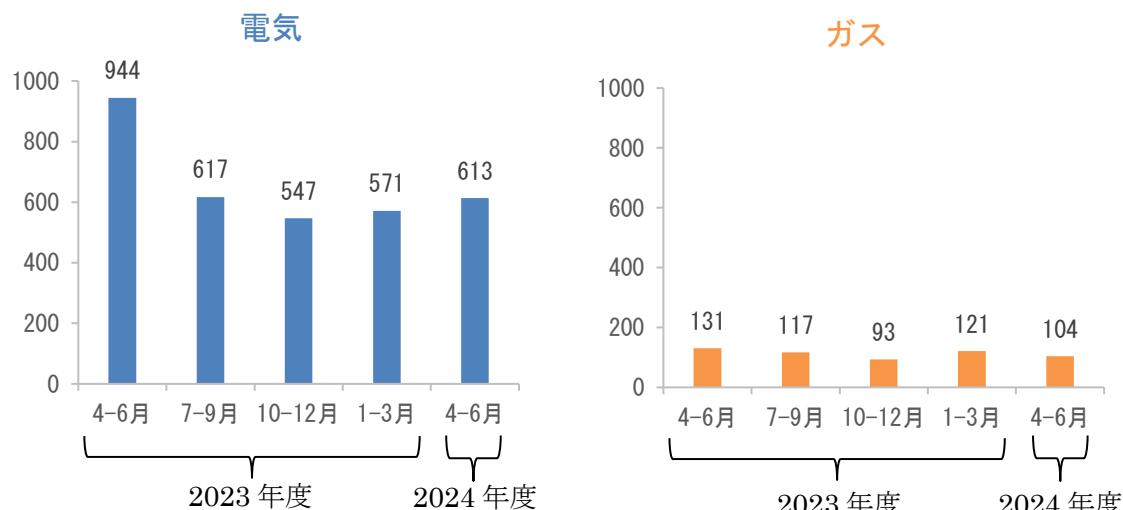
## お問い合わせ先

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）にお問い合わせください。

## 【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図1. 相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会